

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊東北補給処
調達会計部長 渡邊 健夫
(公印省略)

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
4NJA1K002840	4NK61AM0089 0001		NEM-Z000025				
品名 または 件名							
映像配信機器の据付役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST				1		
納地または工事場所				引 渡 場 所			
反町分屯地及び仙台駐屯地				反町分屯地及び仙台駐屯地			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
反町分屯地及び仙台駐屯地				令和7年3月28日 (金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

仕様書、標準契約書及び入札心得等については、調達会計部契約課事務室又はHPに掲示

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和7年3月10日(月)10時00分 東北補給処調達会計部 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格

ア 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

イ 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。

ウ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

エ 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

オ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

カ 現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真に止むを得ない事由を該当があるものと省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(2) 競争参加者として認めない者

ア 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負、その他から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者の参加は認めない。

イ 入札後契約を締結するまでの間に都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負、その他から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

ウ 入札書に「暴力団排除に関する誓約事項」を承諾している旨の明記がない場合、又は「暴力団排除に関する誓約書」の提出がない場合は入札参加を認めない。

(3) 入札方法

落札決定に当たっては、入札（見積）書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札（見積）者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札（見積）書に記載すること。

(4) 違約金等

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

(5) 入札の無効

- ア (1)に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- イ (2)に示す競争参加者として認めない者の行った入札
- ウ 入札件名、入札金額、入札者氏名（代理人氏名を含む）が判明し難いもの
- エ その他入札に関する条件に違反した入札
- オ 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合、又は誓約に反する事態が生じた場合

(6) 契約書作成の要否

- ア 落札者は、契約金額が150万円以上の場合は、落札決定後遅滞なく『陸上自衛隊標準契約書』の様式に基づき契約書を作成する。契約金額が50万円以上の場合は請書を提出すること。
- イ 契約書には、役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付す。
- ウ 契約書に記載する金額は、入札書に記載された金額に該当金額の消費税分相当額を加算した金額（税込価格）とし、1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。

(7) その他

ア 入札書等には、「入札及び契約心得」に明示してある、別紙第2「暴力団排除に関する誓約事項」の内容のとおり誓約した旨を明記又は誓約書を提出すること。（明記又は提出がない場合は無効とする。）

* 誓約事項の記載要領

「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」

* 誓約書

「入札及び契約心得」別紙第2にある「暴力団排除に関する誓約書」

- イ 電話・電報による入札は認めない。
- ウ 入札に先立ち、資格審査結果通知書の写しを係官に提出すること。郵便入札も同様とする。
- エ 入札書の内訳は、落札判定の便宜上努めて公告の内訳書を使用すること。
- オ 代理人による入札は、権限を委任したことを証明する委任状を入札前に提出すること。
- カ 郵便等又は入札日以前に直接提出する場合は、入札書を封筒に入れて封印する。入札書を入れた封筒と資格審査結果通知書（写）を郵送用封筒に入れ、その封筒の表に氏名（法人の名称又は商号）及び「令和7年3月10日10時00分開札（公告第126号・映像配信機器の据付役務・入札書在中）」と朱書して提出、送付すること。なお、郵送での提出の際には入札開始日の前日12時00分（入札日前日が行政機関の定める休日の場合、その前日12時00分）までに本官の手元に到着したものに限り有効とするので、電話により到着の確認を下記担当者に必ず行うこと。
- キ 入札書の押印を省略した場合は、入札書に責任者、担当者の氏名及び連絡先を記入するものとする。
- ク 再度入札の場合があるので、予備の入札書を準備すること。なお再度入札については、郵便等入札者がいる場合において官側の指定日時に実施する。
- ケ 郵便等による入札を利用する者で、再度入札の意思の無い者は、「再度入札は辞退します。」と記載した入札書を同封すること。（辞退入札書の封印は不要）
- コ 契約物品の全部または主要部分の製造、組立、改造、回収または修理等（以下「製造等」という。）を第三者に請け負わせようとする場合は、下請負承認申請書を契約担当官等に提出し承認を受けて下さい。
なお、下請負承認申請書の様式については、「入札及び契約心得」別紙様式第16-1下請負（承認申請）（届出）書、承認書を参照して下さい。
- サ 仕様書に関する問い合わせは下記担当者に問い合わせください。

【問合せ先】

本公告に関する問合せ及び連絡は、入札開始日の前日12時00分までに下記宛にお願いします。

陸上自衛隊東北補給処 調達会計部契約課契約班

〒983-8580 宮城県仙台市宮城野区南目館1番1号

電話 022-231-1111（内線）4233

FAX 022-231-1127（担当）斎藤

仕様書に関する問い合わせ

反町弾薬支処総務科（担当）竹内 電話 022-354-3007（内線）264

インターネット揭示先 : <https://www.mod.go.jp/gsdf/neae/nehq/koukoku/finindex.htm>
(東北方面隊入札情報)

調 達 要 領 指 定 書	発簡番号	
	調達要求番号	4NK61AM0089
	調達要求年月日	令和7年2月21日
	作成部隊	東北補給処反町弾薬支処
	作成年月日	令和7年2月21日
品 名	映像配信機器の据付役務	
仕様書番号	NEM-Z000025	

指定事項

2.2 役務実施場所

役務実施場所は、陸上自衛隊反町分屯地101号庁舎・82号庁舎及び陸上自衛隊仙台駐屯地285号庁舎とする。

2.3 役務の対象機械工具等

役務の対象機械工具等は、新たに据付・設置する映像配信機器として表1のとおりとし、契約相手方が準備して据付するものとする。

表1

役務対象品名	規 格	単位	数量
屋外複合一体型カメラ	NC-7300 (照明なし) 細部仕様については下記に示す	UN	2
操作端末PC		UN	1
レコーダー	NR-9000/04 (4TB) 細部仕様については下記に示す	UN	1
パソコンモニター	21.5インチ	UN	2
マウス		EA	1
OAタップ		EA	1
使用材料品名	規 格	単位	数量
カメラポール	特製H:1500mm	式	2
屋外LANケーブル	Cat5e (100m)	式	2
電源ケーブル	EM-C3.5×3C	式	1
厚鋼電線管	G22	式	1
厚鋼電線管付属部材		式	1
防水プルボックス		EA	1
漏電ブレーカー		式	1
雑材		式	1

1 屋外複合一体型カメラ仕様

- (1) 温度条件：-20～+40℃（凍結なし，0℃以下は通電）で動作すること。
- (2) 湿度条件：90%RH まで問題なく動作すること。
- (3) 防水防塵規格：IP66(JIS C 0920 耐塵形・耐水形)以上の防水性を有すること。また，ワイパー及びデフロスターを有すること。
- (4) 遠隔操作による PTZ 機能を有する据置型とすること。
- (5) ズーム倍率は光学ズーム 30 倍，電子ズーム 16 倍以上の性能を有すること。
- (6) 光学及び電子を組み合わせて 480 倍以上の性能を有すること。
- (7) 有効画素数 200 万画素以上のフルハイビジョン画質とすること。
- (8) 最低被写体照度（換算値）は以下の値であること。
 - a カラー(標準的) 0.5 lx 以下
 - b カラー(電子増感16倍) 0.05 lx 以下
 - c 白黒(標準時) 0.1 lx 以下
 - d 白黒(電子増感16倍) 0.006 lx 以下
- (9) 旋回角度は以下の値であること。
 - a 水平 360° エンドレス
 - b 垂直+90° ～-90°
- (10) 耐風速は以下の値であること。
 - a 動作可能 40m/秒以下，非動作・非破壊 60m/秒以下
- (11) 保守用部品は生産完了後7年間を基準に供給すること。

2 レコーダー仕様

- (1) 監視映像を以下条件で24時間記録する機能を有すること。
 - a 画質 :フルHD
 - b コマ数：10コマ/秒以上
 - c ビットレート：2048kbps以上
 - d 冗長化 :RAID1
 - e 記録可能時間：20日間以上
 - f 記録データが20日を超過したものについては古い部分から逐次上書きを行う。
- (2) 最大32台のカメラを接続することが可能なものとすること。
- (3) 指定した日時での検索，再生が可能であること。また，要所が確認できるサムネイル表示機能を有していること。
- (4) 外付けHDDで記録容量を増設できること。
- (5) 遠隔監視機能に対応していること。
- (6) 本体は横置及び縦置きが可能なこと。
- (7) 保守用部品は生産完了後7年間を基準に供給すること。

2.4 役務の種類

役務の種類は、b) 据付とし、役務の内容は下記による。

1 映像配信機器の据付

(1) 反町分屯地101号庁舎・82号庁舎

- a 官側が示す撮影箇所を撮影するため、101号庁舎屋上に屋外複合一体型カメラ×2台を設置する。
- b 上記機器用の給電機は101号庁舎内に設置する。
- c 2ヵ所の撮影した映像は、契約業者が構成するネットワークに接続し、庁舎内に設置するレコーダー、屋外複合一体型カメラ操作機を経由してモニタに配信する。
- d 撮影した映像は82号庁舎に延長し、官側が準備するネットワークを経由して仙台駐屯地に配信する。

(2) 仙台駐屯地285号庁舎

反町分屯地の撮影映像は、官側が準備するネットワーク、契約業者が構成するネットワーク、庁舎内に設置するネットワーク分配器、映像信号記録装置及び屋外複合一体型カメラ操作機により、モニタに配信する。

3.2 監督・検査

- 1 契約業者は、設置後の試験運用時に立会し、官側の要求に基づき最終的な位置・取付け・調整を行うものとする。
- 2 員数検査、外観検査、運用試験検査及び提出書類の合格をもって検収とする。

4.1 提出書類

提出書類は、表2のとおりとする。

表2

番号	提出書類名	提出時期	提出先	数量	様式
1	作業記録表 (役務完了調書)	役務完了後、 速やかに	反町弾薬支処 総務科	4	官指定様式
2	納品書・検査調書	納品時		1	
3	役務完了届	役務完了後、 速やかに		1	
4	実施計画書	契約後、 速やかに		1	随意
5	ネットワーク設計書 (物理的な接続図、 機器設定データ (Config))	役務完了後、 速やかに		1	

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
機械工具等撤去・据付		NEM-Z000025	
		防衛大臣承認	令和 年 月 日
		作 成	平成31年 4月25日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部隊等	東 北 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する機械工具等の撤去・据付けの役務(以下“役務”という。)について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 公共建築統一基準（国土交通省大臣官房庁営繕部監修，公共建築協会編集）

公共建築工事標準仕様書（建築工事編），（電気設備工事編），（機械設備工事編）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

この役務に関する一般的要求事項は、公共建築工事標準仕様“建築工事編”，“電気設備工事編”及び“機械設備工事編”に基づき、既存の建物に設置してある機械工具等を撤去又は設置するものとする。

なお、機械工具等の設置後は、各々の機能が十分に発揮できるものでなければならない。

2.2 役務実施場所

役務実施場所は、調達要領指定書によって指定する。

2.3 役務の対象機械工具等

役務の対象機械工具等は、調達要領指定書によって指定する。

2.4 役務の種類

役務の種類は次によるものとし、調達要領指定書で指定する。

a) 撤去

b) 据付

c) 撤去及び据付

2.5 役務の内容

2.5.1 撤去

撤去については、次による。

- a) 機械工具等の撤去については、本体、配線、配管、架台及び付属する機器類等も含むものとし、必要により、調達要領指定書によって指定する。
- b) 分解をとまなう機械工具等については、契約の相手方の責任において、専門知識及び技術を有する者が実施するものとし、調達要領指定書によって指定した場合は、官側立会いのもと、事前に動作、性能、機能について確認を行うものとする。
- c) 搬出する機械工具等の梱包要領については、必要により、調達要領指定書によって指定する。
- d) 撤去した機械工具等の搬出先は、調達要領指定書によって指定する。
- e) 撤去及び搬出に必要な機材、使用材料等は、調達要領指定書で指定する物を除き、契約の相手方の負担で準備するものとする。
- f) 撤去した機材より産業廃棄物等が発生した場合、その処置等については、調達要領指定書により指定する。

2.5.2 据付

据付については、次による。

- a) 機械工具等の据付については、保管場所からの搬出、固定、配線、配管及び、その他据付に必要な措置を行なうものとし、機械工具等本来の性能を十分に発揮できるような措置を講ずるものとする。
- b) 組立てや調整をとまなう機械工具等は、契約の相手方の責任において、専門知識や技術を有する者が実施するものとする。
- c) 据付けに必要な器材及び材料は契約の相手方の負担で準備するものとする。
- d) 据付け完了後は、官側立会いのもと機能試験を実施し、異常が確認された場合は、報告書等を書面にて提出のうえ、契約担当官等の指示を受けるものとする。

2.5.3 撤去及び据付

撤去及び据付については、2.5.1 及び2.5.2 について実施するものとする。

3 品質保証

3.1 試験

契約の相手方は、撤去及び据付け後、官側の立会において、機能試験及び処置状況についての点検を行い、官側の要求を満たしている状況であることを確認の上、引渡しを行うものとする。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、GLT-CG-Z000001の3.2による。

3.3 品質保証期間

品質保証期間は、役務完了の日から1年間とする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は調達要領指定書によって指定する。

4.2 官給品

役務に関する官給品は、GLT-CG-Z000001の5によるほか、必要の都度、調達要領指定書によって指定する。

4.3 保全

保全は、次による。

- a) 駐屯地への立入りに際しては、当該駐屯地所定の立入手続を行うものとする。
- b) 駐屯地の中で作業を行なう場合、駐屯地内での行動（入門手続、火気取扱い、作業用通路など）は、当該駐屯地等の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行なうものとし、作業地域以外への立ち入りを禁止する。

なお、やむを得ず当該地域以外への立ち入りを必要とする場合には、所定の手続を行なうものとする。

- c) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは、官側の承認なく行なってはならない。また、この契約終了後も同様とする。

4.4 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員にたいしても注意を喚起するものとする。また、作業の各工程ごとに安全にたいする検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとする。

4.5 その他

その他は、次による。

- a) 役務履行で発生したこん包材及び産業廃棄物は、契約の相手方が処分するものとする。
- d) 役務履行に必要な燃料は契約の相手方が負担するものとし、電力及び水道は、所要発生時に駐屯地管理者と、現場担当者で協議する。
- c) この役務に際し、駐屯地内の施設等に損傷を与えないように十分注意して施工するものとし、万一損傷を与えた場合は、速やかに監督官及び駐屯地管理者に報告するとともに、契約の相手方の負担において原型に復旧するものとする。
- d) 役務終了時には、整理・清掃を確実に行うとともに、機材及び資材の撤去を役務期間内に完了するものとする。
- e) 作業の実施にあたっては、午前8時15分から午後5時までの平日を基準とし、その時間を超える場合は、駐屯地管理者との調整によって所要の手続きをとるものとする。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。